

鯖江市立地適正化計画に基づく届出制度に関する Q&A

Q 1 居住誘導区域とは？	人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。
Q 2 都市機能誘導区域とは？	医療、福祉、商業の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
Q 3 長屋や店舗兼用住宅等も届出上の「住宅」に該当しますか？	建築基準法において「住宅」に該当する部分を一部でも含むと判断されるものは、本手続き上の「住宅」として取り扱います。
Q 4 戸建て住宅の場合で、届出対象となるのはどのような場合ですか？	同じ建築主が、同一時期に隣接しあう土地に3戸以上の住宅（建売住宅等）を建築する場合には届出が必要となります。
Q 5 敷地が区域内外にわたる場合、届出は必要ですか？	一体的に利用される敷地について、一部でも区域内にかかっている場合は、届出は不要です。
Q 6 届出後に書類の通知等がありますか？	正本一部の届出受理をもって手続きは完了です。ただし、必要な場合は、届出者に対し勧告を行うことがあります。（都市再生特別措置法第88条第3項）
Q 7 届出に関する罰則はありますか？	届出をしないで又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。

ご不明な点は都市計画課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

鯖江市都市整備部都市計画課（市役所2階）

TEL：0778-53-2238（直通） FAX：0778-51-8166 Mail：SC-Keikaku@city.sabae.lg.jp